

報道機関各位

都市計画課 建築係

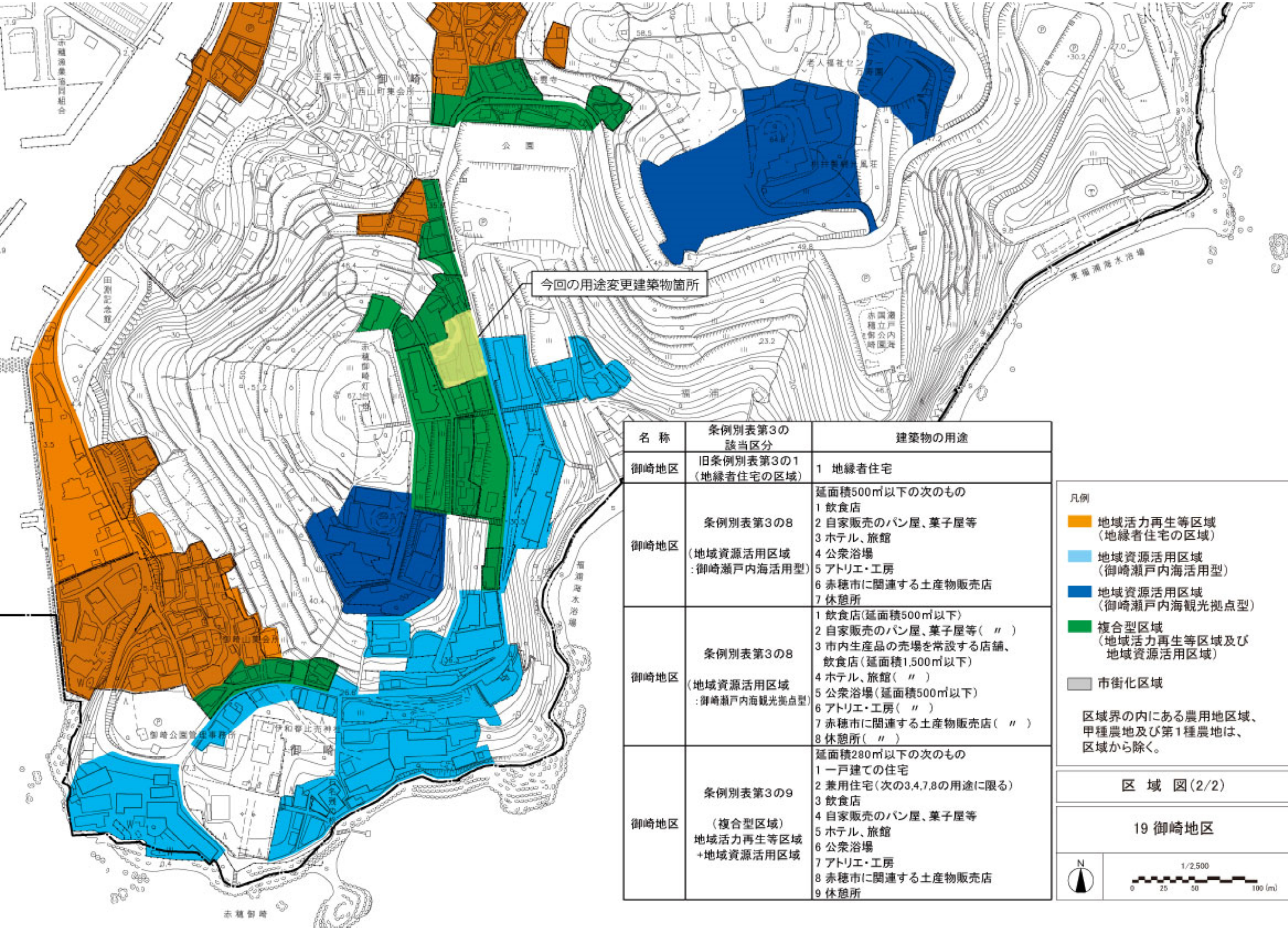
タイトル

特別指定区域(御崎地区)における第1例目の建築物の許可について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	特別指定区域(御崎地区)における第1例目の建築物の許可について
日時	
場所・住所	赤穂市御崎165番1
趣旨・目的 (PRしたいこと)	<p>1. 趣旨</p> <p>令和元年6月18日に県指定告示を受けた、特別指定区域(御崎地区)複合型区域において、都市計画法に基づく建築物の用途変更許可が県知事に申請され、許可を受けました。この区域が指定されて、第1例目の許可となります。</p> <p>2. 内容</p> <p>許可の内容: 「住宅」から「飲食店」への用途変更</p> <p>建物の概要: 木造一部鉄骨造2階建、延床面積144.39㎡</p> <p>その他: 対象の飲食店については5月上旬にオープン予定です。</p> <p>※特別指定区域制度とは</p> <p>都市計画法における市街化調整区域では、建物の建築が厳しく制限されており、人口減少や産業の衰退などの問題が生じています。このような課題に対応するため、兵庫県は「特別指定区域制度」を創設しました。この制度は、土地利用計画に基づいた必要な区域について市が指定の申し出を行い、県が区域指定することで、計画に沿ったまちづくりを実現してくものであり、指定された区域内では、地域に必要な建物の建築や用途変更ができるようになります。</p>
問い合わせ先	部課係名: 建設部都市計画課建築係 担当者名: 長棟、大川 電話: 0791-43-6827 内線 (2207) FAX: 0791-43-6892

○添付資料 (有・無) ○ホームページへの掲載 (有・無) ○議会報告 (有・無)



今回の用途変更建築物箇所

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途
御崎地区	旧条例別表第3の1 (地縁者住宅の区域)	1 地縁者住宅
御崎地区	条例別表第3の8 (地域資源活用区域 :御崎瀬戸内海活用型)	延面積500㎡以下の次のもの 1 飲食店 2 自家販売のパン屋、菓子屋等 3 ホテル、旅館 4 公衆浴場 5 アトリエ・工房 6 赤穂市に関連する土産物販売店 7 休憩所
御崎地区	条例別表第3の8 (地域資源活用区域 :御崎瀬戸内海観光拠点型)	1 飲食店(延面積500㎡以下) 2 自家販売のパン屋、菓子屋等(〃) 3 市内生産品の売場を常設する店舗、飲食店(延面積1,500㎡以下) 4 ホテル、旅館(〃) 5 公衆浴場(延面積500㎡以下) 6 アトリエ・工房(〃) 7 赤穂市に関連する土産物販売店(〃) 8 休憩所(〃)
御崎地区	条例別表第3の9 (複合型区域) 地域活力再生等区域 +地域資源活用区域	延面積280㎡以下の次のもの 1 一戸建ての住宅 2 兼用住宅(次の3,4,7,8の用途に限る) 3 飲食店 4 自家販売のパン屋、菓子屋等 5 ホテル、旅館 6 公衆浴場 7 アトリエ・工房 8 赤穂市に関連する土産物販売店 9 休憩所

凡例

- 地域活力再生等区域
(地縁者住宅の区域)
- 地域資源活用区域
(御崎瀬戸内海活用型)
- 地域資源活用区域
(御崎瀬戸内海観光拠点型)
- 複合型区域
(地域活力再生等区域及び
地域資源活用区域)
- 市街化区域

区域界の内にある農用地区域、
甲種農地及び第1種農地は、
区域から除く。

区域図(2/2)

19 御崎地区

